

事 務 連 絡  
平成 23 年 12 月 13 日

各 都道府県 民生主管担当部（局）御中

厚生労働省老健局高齢者支援課  
認知症・虐待防止対策推進室

## 「介護マーク」の普及について

日頃より、高齢者福祉行政に御尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

介護する方が周囲から偏見や誤解を受けることがないように、静岡県において「介護マーク」を策定し、周知するとともに、平成 23 年 4 月から県内で配布する取組が行われています。

このたび静岡県より、この取組の全国的な普及を図ってほしいとの要望書の提出を受けました。これを受けて、厚生労働大臣政務官より「介護マーク」について周知を図ってきたいと、別添のとおり発言があったところです。

つきましては、下記のとおり、「介護マーク」等の資料を送付いたしますので、各都道府県におかれましても、障害保健福祉担当部局とも連携のうえ、管内市町村へ情報提供するなど、周知にご協力くださいますようお願いいたします。

また、本件については社会・援護局障害保健福祉部とも協議済みであることを申し添えます。

## 記

### 1. 「介護マーク」の周知・配布について

「介護マーク」の電子データ等を添付いたしますので、「介護マーク」の趣旨について、各自治体においても広く周知していただきますようお願いいたします。

なお、「介護マーク」の活用について、静岡県での取組を添付（2. の③、④）いたしますので、各自治体の実情に応じて参考にしてください。

2. 送付する資料（圧縮ファイル）の内容 （省略）

① 「介護マーク」本体のデータ

※ 「介護マーク」を活用する際のデータとしてご利用ください。

静岡県ではこのマークを「縦 69mm×横 97mm」の紙へ印刷し、首からかけられるようケースに入れてあります。

② 「介護マーク」チラシ及びポスターのデータ

※ チラシ・ポスターの参考データとしてご活用ください。

③ 静岡県での取組状況

④ 静岡県が使用している普及チラシ及びポスターのデータ

3. 「介護マーク」等のデザインについて

「介護マーク」の著作権は静岡県にあります。デザインの改変等を行わないでください。なお、当データを利用することで使用料等は発生しません。

4. 静岡県の取組に関する詳細について

詳細については、静岡県へお問い合わせください。

○ 健康福祉部長寿政策課介護予防班 電話：054-221-2442

（本件連絡先）

厚生労働省老健局高齢者支援課

認知症・虐待防止対策推進室

電話：03-5253-1111（内線3871）

FAX：03-3595-3670

## 静岡県から「介護マーク」の全国普及に係る 要望書提出の際の藤田大臣政務官の発言概要

【平成 23 年 12 月 13 日 (火)】

厚生労働省では、本年 6 月に介護保険法等の一部を改正し、医療、介護、予防、住まいなどのサービスが連携した地域包括ケアシステム構築の取り組みを更に推進することとしております。

この静岡県の「介護マーク」の取り組みも地域で高齢者を支えていく先進的な好事例のひとつであると思います。

厚生労働省としても、「介護マーク」の普及について、各都道府県・市区町村に周知し、各自治体を通じて、全国へ「介護マーク」や「介護マーク」をPRするポスター等を配布し、周知を図っていきたいと考えています。